

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年2月9日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
（仮称）イオンスーパーセンター中主店
野洲市乙窪字長繰480-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号
代表執行役 岡田元也
- 3 変更しようとする事項
駐輪場、廃棄物等の保管施設および荷さばき施設の位置変更
- 4 変更年月日
平成19年11月1日
- 5 変更の理由
敷地内駐車場の利用の合理化と店舗への客動線の合理化のため
- 6 届出年月日 平成19年1月25日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市西河原2400番地
 - (2) 縦覧期間 平成19年2月9日から平成19年6月9日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成19年6月9日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1